
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026年1月26日

両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屢 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

中国による軍民両用品の対日輸出規制の概要と日本企業への影響、今後のさらなる展開に関する一考察

日本弁護士 中川 裕茂
横井 傑
唐沢 晃平

III. 中国法令アップデート

- ・金融機関における顧客デューディリジェンス並びに顧客身分情報及び取引記録の保存管理に関する管理弁法
- ・多国籍企業の人民元・外貨一体化資金プール業務に係る事項に関する通知
- ・独占的協定禁止規定 ←今号の注目法令
- ・インターネットプラットフォーム価格行為規則
- ・両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告 ←今号の注目法令
- ・人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 42 回(中国メインランド)

日時:2025 年 10 月 16 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向 (2025 年版)」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 43 回(香港)

日時:2025 年 12 月 18 日(木)

「一国二制度・コモンローの基礎から理解する－香港法の全体像と企業実務」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 藤本 博之

第 44 回(中国emainland)

日時:2026 年 1 月 22 日(木)

「似て非なる中国法」2026 年の中国 正しい理解と戦略

講師:パートナー弁護士 森脇 章

II. Lawyer's Eye

中国による軍民両用品の対日輸出規制の概要と 日本企業への影響、今後のさらなる展開に関する一考察

日本弁護士 中川 裕茂
横井 傑
唐沢 晃平

※ 本記事は 2026 年 1 月 15 日発行の弊事務所のニュースレター「【経済安全保障・通商】中国の日本向け軍民両用品の輸出規制強化と日本企業への影響」の内容を再掲したものであり、記事中の記載は同ニュースレターの発行時点の情報に準拠しております。

Contents

- 一. 「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」の公布
- 二. 本件公告の内容と解釈
- 三. 日本企業への影響と対応
- 四. 今後の展開に関する一考察

一. 「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」の公布

中国商務部の産業安全および輸出入管制局(通称:安全管制局)は、2026 年 1 月 6 日、「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」(商務部公告 2025 年第 1 号¹、以下「本件公告」という。) を公布し、本件公告は即日施行された。本件公告は、基本的に、両用品目を対象として、日本の軍事ユーザー、軍事用途、軍事力の向上に寄与するユーザーや用途向けの輸出を禁止する措置である。

本件公告は、2025 年 11 月 7 日の高市発言が発端となったものである。高市発言に対する中国側の反応としては主に以下のものがあるが、本件公告は商務部が正式に公布した初めてのリアクションである。なお、商務部は、以下のとおり、2026 年 1 月 7 日に半導体製造工程に使われる化学物質であるジクロロシラン(日本原産のみ)に対するアンチダンピング調査の開始も発表している。

¹ “商务部公告 2026 年第 1 号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告”

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html

(高市発言に対する中国政府の反応)

2025年11月14日	外交部が国民に対して日本への渡航自粛を要請
同11月16日	教育部が日本への留学について慎重に検討するよう要請 文化観光部が日本への旅行を当面避けるよう要請
同11月19日	日本産水産物の輸入を事実上停止
同11月20日	北京日報がこのままでは上野動物園への新たなパンダの貸与は行われないだろうとの報道
2026年1月3日	外交部が治安悪化を理由に日本への渡航自粛を改めて呼びかけ
同1月6日	商務部が両用品目に関する対日輸出規制の強化を発表
同1月7日	商務部が日本原産の「ジクロロシラン」に対するアンチダンピング調査の開始を発表

二. 本件公告の内容と解釈

本件公告の内容自体は非常に短いため、全文を記載する(下線は当事務所による)。

「中華人民共和国輸出管理法」などの法律法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止などの国際義務を履行するため、両用品目の日本に対する輸出管理を強化することを決定した。ここに関連事項を以下のとおり公告する。

すべての両用品目を、日本の軍事ユーザー・軍事的用途、および一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途に輸出することを禁止する。

いかなる国家・地域の組織・個人も、上述の規定に違反して、中華人民共和国原産の関連両用品目を日本の組織および個人に対して移転または提供した場合は、法に基づき法的責任を追及する。

本公告は公布の日から正式に施行する。

商務部

2026年1月6日

本ニュースレター執筆時点での報道では、「民生用途の輸出まで禁止されるのか不明確」、「両用品目の範囲が明示されていない」、等の疑問が提起されている。確かに中国の法令や規制の運用には不明確さがある。しかし、まずは規制の内容を正確に把握することが重要である。上記の点も含め、本件公告の読み方について、私見も加えつつ以下解説する。

1. 「一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」とは何か

本件公告は、中国語の文言において不明確な点がある。すなわち、中国語原文は、「一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途」であり、直訳すると「一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」となるが、当該エンドユーザー向けの用途であるのか、用途とエンドユーザーが「かつ」の関係であるのか、エンドユーザーと用途は並列で「または」の関係なのかによって意味は異なる。この点、文章全体の文法構成²や実質的意味からすると一定のエンドユーザー「または」用途向けの輸出を並列的に記載しているものと読むのが合理的であると思われる。

すなわち、以下のように広く解釈されるものと考えられる(私見)。

- 「日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザー」向けであれば、用途を問わず、輸出禁止。
- 「日本の軍事力の向上に寄与する用途」であれば、エンドユーザーが誰であるかを問わず、輸出禁止。

² 中国語では「、」と「、」は使い分けられており、「、」は複数の語を並列的に記載する際に用いられるため、直前の箇所の「軍事用户、軍事用途」は、「軍事ユーザー・軍事的用途」の意、つまり、「または」の関係である。

では、「日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザー」は誰か、「日本の軍事力の向上に寄与する用途」とはいかなる用途か。この点は相当程度不明確である。

例えば、半導体の製造工程に必要な材料を製造する会社は含まれるのか、自衛隊が使用している小型トラックに装着されるタイヤメーカーは含まれるのか、自衛隊が用いる通信環境を提供している通信会社はこれに含まれるのか、海上自衛隊が用いる一般的な船舶に取り付けられる計器やポンプのメーカーは含まれるのか等、判断には困難が伴う。用途に関しても同様である。重要な部分においてこのような不明確な文言での公告が出た場合、必然的な結果として、企業（中国企業にしても、日本企業にしても）に対する萎縮的効果が生じるほか、輸出管理を担う行政機関（商務部門や税関等）における審査や調査が長期化・厳格化しうる。

なお、本件公告は、米国向けの2024年12月3日付け「関連両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公告」³と類似するとの声もあるが、次の対比表のように「一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」向けの輸出の禁止が付け加えられている点で、大きく異なる。

<2024年12月3日付けの対米措置との比較…赤字下線部分が実質的相違点>

	対日措置(2026年1月)	対米措置(2024年12月)
名称・公布 /施行時期	2026年1月6日付け「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」(即日施行)	2024年12月3日付け「関連両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公告」(即日施行)
エンドユーザー /エンドユース規制	両用品目の日本の軍事ユーザー、軍事用途向けの輸出に加え、「 <u>日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー・用途</u> 」 <u>向け</u> 輸出 ⇒ 禁止	両用品目のアメリカの軍事ユーザーまたは軍事用途向け輸出 ⇒ 禁止
再輸出規制	「いかなる国や地域の組織および個人」も、上記に違反し、中国を原産とする関連両用品目を日本/米国の組織および個人に移転または提供した場合、法に基づいて法的責任を追及する。 ⇒ 中国原産について限定した再輸出規制。	
レアアース規制	対応する条文なし	ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連／黒鉛両用品目の米国向け輸出 ⇒ 原則不許可／より厳格な措置 ※なお、2025年10月30日の米中の合意により1年間実施が延期された(2025年11月7日付け商務部公告2025年第70号)。

2. 民生用途の両用品目の日本向け輸出も禁止されるか

中国商務部の何亞東報道官は、1月8日の定例記者会見において、本件公告が影響を及ぼす範囲に関して、「民生用途に関わることはこれによる影響を受けない。正常な民生用の貿易取引を行う関係当事者は、一切心配する必要はない。」と発言している。⁴ この発言は、どのように理解すればよいのか。この点、上述の本件公告の文法構造を踏まえて考える

³ 「商務部公告 2024 年第 46 号関連両用品目の対米輸出管制強化に関する公告」(“商务部公告 2024 年第 46 号 关于加强相关两用物品对美国出口管制的公告”)

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_3d5e990b43424e60828030f58a547b60.html

⁴ 商務部定例記者会見発表文(“中方始终致力于维护全球产供链稳定与安全，涉及民事用途的不会因此受到影响。对于开展正常民用贸易往来的相关方，完全没有必要担心。谢谢。”)

<https://www.mofcom.gov.cn/xwfbzt/2026/swbzklxxwfbh2026n1y8r/index.html>

と、本件公告の文理解釈は次のとおり整理されるのではないかと考えられる（私見）。

エンドユーザー	エンドユース	条文の直接的解釈	コメント
軍事ユーザー	軍事用途	×	軍事ユーザー向けは、用途を問わず輸出禁止
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×	
	上記以外の民生用途	×	軍事用途向けは、エンドユーザーを問わず輸出禁止
日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー	軍事用途	×	範囲は曖昧
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×	
	上記以外の民生用途	×	商務部報道官の発言について誤解をしてはならない箇所
その他のエンドユーザー	軍事用途	×	軍事用途向けは輸出禁止
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×	範囲は曖昧
	上記以外の民生用途	○	セーフのはずだが、萎縮効果等による影響はないか

上記のように考えると、商務部報道官は、あらゆる民生用途の輸出について影響が及ばないと発言したものではなく、軍事ユーザーや日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー以外のその他のエンドユーザー向けの、軍事用途や日本の軍事力向上に寄与する用途以外の民生用途の輸出については、影響が及ばないと発言したに過ぎないものと見るべきである（少なくとも、当然ながら上記のような趣旨の発言であったとの説明が可能である。）。商務部報道官の発言によって、「日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー」向けの輸出であっても、民生用途であれば許されることが明らかになったと理解するのは誤解であり、注意を要する。また、「その他のエンドユーザー」向けの民生用途の輸出については本件公告のスコープ外という点は商務部報道官の発言のとおりではあるが、上述のとおり、企業に対する萎縮的効果や、行政機関の審査・調査の長期化・厳格化が、実質的な輸出制限となることがないか影響が懸念される。なお、民生用のレアアース関連製品であっても、中国の企業が日本への輸出許可を申請した際、現地当局が受理せず、または受理しても審査が進んでいない事例が報告されている。⁵

3. 対象たる「両用品目」とは何か

報道では本件公告には「両用品目」の具体的品目が示されておらず、レアアースが含まれるかどうか不透明という論調もあるが、中国では「両用品目」は既に相当具体化されており、一定のレアアース関連品目が本件公告の対象に含まれることは明らかと言わざるを得ない。

まず、法令上の定義では、「両用品目」とは、「民事用途だけでなく、軍事用途あるいは軍事上の潜在力を向上するのに資する、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いることのできる貨物、技術とサービスを指す」（輸出管理法2条4項）。これだけではよく分からないが、両用品目の管理品目については、2024年11月15日に、「両用品目輸出管理リスト」（“两用物项出口管制清单”）が公布され、その後個別の公告により項目が追加されてきている。このリストに記載されている品目（個別の公告により追加された項目を含む）は、本件公告の対象たる「両用品目」に含まれるものと解されるが、この中には、一定のレアアース関連品目も無論含まれている⁶。

⁵ 2026年1月13日日経新聞朝刊

⁶ 2025年4月4日付「商務部・海關総署公告 2025年第18号 一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理を実施する決定」（“商務部 海关总署公告 2025年第18号 公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定”）により、レアアースのうち、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルチチウム、スカンジウム、イットリウム関連品目は両用品目に指定されている。

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9c2108ccaf754f22a34abab2fedaa944.html

なお、中国商務部及び税關総署は毎年12月末に「両用品目・技術輸出入許可証管理リスト」（“两用物项和技术进出口许可证管理目录”）

なお、レアメタル・レアアースの両用品目該当性に関しては、上記リストが公布された後に、次のような文書においても明確化が図られてきた。

- (1) 両用品目のよく見る質問の解答その2(タングステン、テルル) (2025年2月28日公表)⁷
- (2) 中国両用品目輸出許可申請表の作成ガイドライン (2025年3月28日公表)⁸
- (3) 両用品目のよく見る質問の解答その3(参考税関品目番号等の問題) (2025年4月8日公表)⁹
- (4) 両用品目のよく見る質問の解答その4(レアアース) (2025年4月21日公表)¹⁰
- (5) 両用品目のよくある質問の解答その5(レアアース関連品目) (2025年9月16日公表)¹¹

例えば、上述(5)の解答では、次のように述べ、規制範囲の該当性について明確化が図られている。

一、モーター用ローター(回転子)、ステーター(固定子)コンポーネント

磁石を鉄芯／鋼板に埋め込み、内蔵もしくは表面貼付して固定組み立てるコンポーネント、またはシャフト、ベアリング、外側スリーブ、ファン、ギア、動バランスプレート、エンコーダー等の部品を様々な程度に統合した部品は、高度加工製品のカテゴリーに含まれ、一般的に第18号公告の規制範囲に該当しない。

二、センサーおよび関連部品、コンポーネント

センサーもしくはチップ、回路基板、ブラケット、ピン、磁石等を様々な程度に集積したセンサー部品もしくはコンポーネントであって、射出成形等の成形を経たものは、高度加工製品のカテゴリーに含まれ、一般的に第18号公告の規制範囲に該当しない。

※ 上記の「第18号公告」とは、2025年4月「商務部・税関総署公告 2025年第18号 一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理を実施する決定」を指す。¹²

※ 上記の翻訳は安全保障貿易情報センター(CISTEC)による。

これによれば、レアアース自体、その合金、磁石の材料、永久磁石や一次加工品が両用品目に該当する場合であっても、それらを用いて製造されたモーターやセンサーについては、両用品目に該当しない（さらには、モーターやセンサーを部品として使用した製品も同様に規制対象外）ということになる。

このように、少しづつではあるが、両用品目の外縁は明確化されてきているが、それでも、実務においては判断に迷うことがまだまだ多そうである。この点、両用品目の該否判定ができる企業は、商務部門に問い合わせて確認することが可能だが、かかる問い合わせをして回答が得られる保証はなく、また、法定の回答期限はない。

の翌年度版を公布しており、その中の「両用品目技術・輸出許可証管理リスト」においては、個別の公告によって追加指定された両用品目も含め、その時点で輸出許可管理規制の対象となっている両用品目が網羅的に記載されている（両用品目輸出管理リストではカバーされていない、核や易制毒化学品の専用品目等の輸出管理対象品目も記載されている）。したがって、本件公告の輸出禁止の規制の対象となっている両用品目の具体的な範囲を確認するためには、実務的には、「両用品目・技術輸出入管理リスト」の最新版（本ニュースレター執筆時の最新版は2026年版。下記リンク参照。）及びその後の個別の公告による品目の追加・削減等（もしあれば）をチェックすればよいことになる。

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c03d1e511b2b486e829d68e8f1422aff.html

⁷ “両用物項常见问题解答之二(钨、碲)”

https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_265e37edd449413e9ee537542b9be772.html

⁸ “両用物項出口许可申请填报指南”

https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html

⁹ “両用物項常见问题解答之三(参考海关商品编号等问题)”

https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b30af830218f4932a9b5ad428d7e664d.html

¹⁰ “両用物項常见问题解答之四(稀土)”

https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html

¹¹ “両用物項常见问题解答之五(稀土相关物项)”

https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/cjwtdj/art/2025/art_c6c7e46822e54ba595e6793ff5aed62c.html

¹² 当該公告に関しては脚注6を参照

4. 日本向けの再輸出規制が含まれている

本件公告では、「いかなる国家・地域の組織・個人も、上述の規定に違反して、中華人民共和国原産の関連両用品目を日本の組織および個人に対して移転または提供した場合は、法に基づき法的責任を追及する」と定め、中国原産品の日本向けの再輸出について規制を行うことを明確にしている。

中国の両用品目輸出管理条例は、次の3類型の品目が再輸出の対象となりうる旨を定めており、域外適用の規定をおく。実際の適用のためには、「国務院の商務主管部門は関連する事業者に対して本条例の関連規定を参照して実施するよう要求することができる」としており、個別の指定が必要とされている(両用品目輸出管理条例 49条)。

- ① 中国を原産とする特定の両用品目(中国原産品)
- ② 中国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目(組込製品規制、デミニミス)

- ③ 中国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目(直接製品規制、FDP 規制)

本件公告は、上記の①の類型を規定している。結果として現状中国において実行されている再輸出規制としては、米国および日本向けの中国原産の両用品目の再輸出規制が存在するということとなる(米国向けは上記二.1の公告のとおり)。

その結果、例えば、日本企業が、在外子会社を経由して両用品目を輸出しようとしても、それが中国原産であり続ける限り、本件公告と抵触することとなる。

三. 日本企業への影響と対応

本件公告の日本企業への影響は今後徐々に明らかになると思われる。

対応については、ビジネス形態の変更として、調達先を中国から他国に振り分ける(例えば、レアアース関連製品はオーストラリアから調達する等)、中国の両用品目に該当しない程度の製品になった段階での製品を中国から調達とする(例えば、磁石関連製品についてはモーターやセンサー、さらにはそれを組み込んだ製品を中国から調達する)、第三国にある現地法人で中国から両用品目を購入し中国原産品から第三国原産品に変化させる加工を行い日本に輸入する、日本の製造工程を外し第三国現地法人で両用品目を中国から購入し最終製品を製造する等の対応もある。ただ、これらは現実的であるのか、時間や費用の観点から成り立つうるか等の検討も必要であろう。

中長期的課題については、今後の日中間の動向を踏まえて検討を継続する必要があるが、本稿では、直近で生じうる問題のうち、法務に関連する問題のみに焦点を当てて、以下取り上げる。

1. 日本の輸入者や川下産業に対するエンドユーザー、エンドユースの確認要請

上記二.1のとおり、両用品目を販売する中国の事業者(さらには、再輸出規制の関係で、中国原産の両用品目を日本向けに販売しようとする第三国の事業者)は、「日本の軍事力の向上に寄与する他のエンドユーザー用途」に対しては両用品目の輸出が禁止される。このため、両用品目を輸入しようとする事業者や、さらにはその川下企業は、次のような文言を含む証明書を、これらの事業者から求められる可能性がある。

- (1) 「当社は、日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザーに該当しません。」
- (2) 「当社は、日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザーに対しては販売しません。」
- (3) 「当社製造の製品のエンドユースは、日本の軍事力に寄与することはありません。」

かかる証明書の提出を求められた場合、「軍事力の向上に寄与する」という概念が極めて曖昧である以上、厳密な解釈を行おうとしても困難が伴うため、提出の要否および可否に関して、ビジネス上の判断としての決定が求められることとなることが想定される。

2. 既存契約への影響

両用品目を中国企業から購買している日本企業にとっては、たちまち供給の継続性に関する問題が生じる。本件公告は禁輸を定めており、例外は定められていないため、中国の輸出事業者が商務部に対して輸出許可申請を行っても、許可を取得できる見込はないという前提となる。かかる場合、常識的に考えれば、両用品目の供給契約は「履行不能」となり、履行不能の原因は「不可抗力」となる。

中国企業による契約上の義務が「履行不能」となった場合には、具体的には契約の不可抗力条項の内容にもよるが、通常は、契約上の義務の履行の停止や、さらには契約の解除も正当化されうる。

3. 中国の現地法人の内、日本向けに輸出する法人の留意事項

本件公告が公布された後、日系現地法人で日本向け輸出を行う企業に対する税関による取り締まりが強化されたとしても、驚くべき事態ではない。

実は輸出管理法に基づく両用品目の輸出規制に関する行政処罰の事案は、数多く存在する。例えば以下のとおりである(以下はほんの一例である。)。

処罰日	対象企業	認定された事実	処罰内容
2025年3月6日	外商投資企業	<ul style="list-style-type: none">● 輸出申告では「天然フレーク片黒鉛」90kg であった。申告 HS コードは 3801100090。● 実際には、貨物は「膨張黒鉛」であり、HS コード 38249999 に分類されるべきであり、「両用品目および技術輸出許可証」が必要であった。● 貨物の価値は、3,011 元	3,100 元の過料
2025年4月29日	日系現地法人	<ul style="list-style-type: none">● 輸出申告では「ハフニウム線」で、当該貨物のハフニウム純度は 97% であった。● 両用品目および技術輸出入許可証管理リストの規定によれば、ハフニウム含有量が 60% を超える合金は管理範囲内に属するため「両用品目および技術輸出許可証」が必要であった。● 貨物の価値は 800 元	10,000 元の過料
2025年4月29日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none">● 「タンタル坩堝」の輸出申告。● 当該製品は「液体アクチニド元素金属に耐える材料で製造されたるつば」であり、これは管理品目であり、「両用品目および技術輸出許可証」が必要であった。● 貨物の価値は、38,451 元	38,000 元の過料
2025年10月20日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none">● 輸出申告「ウインドウピース」(窗口片)および「ガラスウインドウピース」(玻璃窗口片)。● 実際は「ゲルマニウムウンドウピース(堵窗口片)」であり、輸出規制の対象となる両用品目であったが、輸出許可証を取得していなかった。● 貨物の価値は 93,027 元	186,000 元の過料 および 54,027 元の違法所得の没収
2025年11月24日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none">● 輸出申告では「遠心ポンプ」。● 当該製品は、回転数 2900r/min 流体接触部品表面材料がフッ素含有ポリマーの遠心ポンプである	57,000 元の過料

		<p>り、これは管理品目であり、「両用品および技術輸出許可証」が必要であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貨物の価値は 191,372. 84 元 	
2025 年 12 月 24 日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023 年 9 月 26 日から 2024 年 8 月 5 日までの間、「チタンの粉末」の輸出を一般貿易の方法で税関申告していたところ、一部の商品の規格番号を事実に基づき申告せず、両用品輸出管理規制を免れていた。 	190,000 元の過料

輸出管理法に違反して、輸出を禁止する管理品目(両用品目を含む)を輸出した場合のペナルティは次のとおりである(輸出管理法 34 条)。

基本的処罰	違法行為の停止命令、違法所得の没収	
併科	違法経営額がないまたは 50 万元未満の場合	50 万元～500 万元の過料
	違法経営額が 50 万元以上の場合	違法経営額の 5～10 倍の過料
情状が深刻である場合	業務停止、会社整理、輸出資格の取消	

日系現地法人としては、違法行為とならないように、輸出に際して慎重な事前確認を行うことが望ましい。

四. 今後の展開に関する一考察

本件公告を含む中国の対日輸出規制の強化に関して、今後、日本の政府がどのように対応するのか(強かなディールに打って出るのか、強風が止むのを静かに待つか、はたまた予想外の一手を繰り出すのか)は、今後の展開を待ちたいが、日本側の対応(何も対応を取らないという不作為を含む)によっては、中国政府(特に外交部や商務部)がさらなる措置を講じる可能性がある。かかる措置として考えられるもののうち、日本企業に影響しうる法的手法を検討する。かかる措置は、自然災害あるいは交通事故のようなものであるかもしれないが、いざというときに慌てないように社内検討を進めておくことは有意義であろう。

1. 各種の中国政府のリストへの掲載

(1) 輸出管理コントロールリストへの日本企業の掲載

輸出管理法では、国家の安全および利益を損なう恐れがある場合等には、輸入業者・エンドユーザーを「輸出管理コントロールリスト」("出口管控名单")にリストするものとされている(輸出管理法 18 条 1 項)。そして、中国は、輸出管理コントロールリストを 2025 年 1 月から多用するようになった。これまで、多くの米国企業の他、台湾企業、リトアニアの企業等が同リストに掲載されている。今後、特に防衛産業に関連する日本企業がかかるリストに掲載される可能性がある。

リストされた場合の効果としては、まず、法律上は、中国の輸出事業者はリストに記載された輸入業者、エンドユーザーと取引をしてはならないものとされている(同法 18 条 3 項)。実際には次のような決定がなされており、実務上、対象は両用品目に限定されている。¹³

- 両用品目を輸出することを禁止する。現在行っている輸出活動は直ちに停止せよ。

¹³ 例えば、2025 年 1 月 2 日の決定は以下のとおり。

「商務部公告 2025 年第 1 号 米国企業 28 社を輸出管理コントロールリストに掲載する公告」("商务部公告 2025 年第 1 号 公布将 28 家美国实体列入出口管制管控名单")

<https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1081.html>

- 特殊な状況で輸出を行うことが確実に必要である場合、輸出事業者は商務部に対して申請をせよ。
これらは、輸出事業者の義務であるが、リストに掲載された場合、対象企業は中国から両用品目を輸入することはできなくなる。

(輸出管理コントロールリストのこれまでの掲載事例)

日付	対象たる外国企業	現状の効力
2025年1月2日	米国企業(軍事系)の28社	有効
2025年3月4日	米国企業(情報・IT系)の15社	米中合意により2025/11/10から停止。
2025年4月4日	米国企業(情報・IT・物流・軍事系)の16社	米中合意により2025/5/14から90日執行停止(8/12から90日間再延長)、さらに11/10より1年延長。
2025年4月9日	米国企業(情報・IT系)の12社	米中合意により5/14から90日措置を停止、その後8/12に停止。
2025年7月9日	台湾企業(航空宇宙・造船関係)の8社	有効
2025年9月25日	米国企業(造船、建設系)の3社	有効

(2) 反制裁リストへの日本企業の掲載

中国は、反外国制裁法に基づき、外国企業を「反制裁リスト」(“反制清单”)に掲載することがある。2022年末ころから同リストを用いるようになったが、例えば、直近では、米国の台湾に対する1.7兆円の武器売却に対する反応として、米国企業20社およびこれらに関係する個人10人を反制裁リストに掲載している。¹⁴

リストされた場合の効果は以下のとおりである(反外国制裁法6条)。

- ① 中国国内資産の差押え、押収、凍結
- ② 国内組織や個人との取引、協力などの活動の禁止または制限
- ③ 入国禁止、査証取消、国外追放(個人の場合)

このうち、②については、両用品目に限らず、一切の取引禁止となるため、影響は重大である。日本企業の場合、一つの企業が、防衛装備品を扱う事業部門と、それ以外の事業部門の双方を有していることが多いところ、前者が中国にとっての関心事であるにもかかわらず、一旦企業が反制裁リストに掲載された場合には、後者の事業部門にも影響が及ぶ。

(3) 信頼できないエンティティリストへの掲載

(2)の「反制裁リスト」に類似するが異なるものとして、「信頼できないエンティティリスト規定」に基づく「信頼できないエンティティリスト」(“不可靠实体清单”)が存在し、これに日本企業が掲載されることもあり得る。同リストは、2023年2月に初めて登場したが、これまで12回の指定が行われている。直近では、2025年10月9日に、米国のドローン企業やカナダの調査会社やその日本子会社等14社を、台湾との軍事技術協力等を理由として、同リストに掲載している。¹⁵

同リストに掲載された場合の効果は、反外国制裁法に基づく反制裁リストと類似しているが、「情状の輕重に基づく相應な金額の過料の賦課」も可能とされており(信頼できないエンティティリスト規定10条1項5号)、實際

¹⁴ 2025年12月26日付け「米国軍事工業に関連する企業及び高級管理職に対する反制裁措置の決定」(“关于对美国军工相关企业及高级管理人员采取反制措施的决定”)

https://www.mfa.gov.cn/web/wjb_673085/zfxgk_674865/gknrlb/fzcqdcs/202512/t20251226_11787617.shtml

¹⁵ 2025年10月9日付け「信頼できないエンティティリスト業務機構の、ドローン技術会社等の外国エンティティを信頼できないエンティティリストに掲載する公告」(“不可靠实体清单工作机制关于将反无人机技术公司等外国实体列入不可靠实体清单的公告”)

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9b662990fa4a4d26ba3984ab5d826960.html

に多額の過料が課されたケースもある。¹⁶

1. 中国と関係する輸出入活動の禁止
2. 中国での新規投資の禁止
3. 高級管理人員の入国の禁止
4. 高級管理人員の中国国内における就業許可、滞在および居留資格の不許可・取消
5. 過料の賦課。金額は「信頼できないエンティティリスト規定」施行(=2020年9月19日)以降の各企業の台湾への武器売却の契約金額の2倍。対象企業は公告公布日から15日以内に納付手続を行わなければならない。

最近の例では、①中国に関連する輸出入活動の禁止、②中国での新規投資の禁止に限定されることが通常であるが、上記のような金銭的リスクもあることに留意が必要である。

2. 再輸出規制の拡大

上述二.4.のとおり、本件公告では、再輸出規制は中国原産品に限定して実施されている。

この点、中国では、再輸出規制を、中国原産品についての再輸出規制から、下記のその他類型にも拡大することも厭わない姿勢を示している。

- 中国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目(組込製品規制)
- 中国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目(直接製品規制)

例えば、商務部公告 2025年第61号の「域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告」¹⁷では、レアアース製品について、中国産の成分を 0.1%以上含むような外国産製品についての再輸出規定を設けている(デミニミス・ルールに類似する規定)。つまり、外国産製品であっても、その中に含まれる一定の中国産レアアースの価値の比率 0.1%以上である場合、当該外国からの再輸出行為についても対象とされたが、かかる 0.1%という閾値は極めて低い。なお、当該公告その他同時に公布された各種公告については、当事務所の 2025年10月16日付けニュースレターをご参照いただきたい。

当該公告は、2025年10月30日の米国と中国の釜山での合意を踏まえて、11月7日付けで、2026年11月10日まで暫定停止するものとされた(2025年11月7日付け商務部公告 2025年第70号)。

今後の展開によっては、同種の規制が日本向けに実施されることが懸念される。

以上

¹⁶ 2023年2月16日の決定では、ロッキード・マーティン社、レイセオン社に対して、中国と関係する輸出入活動の禁止、中国での新規投資の禁止、高級管理人員の入国の禁止、高級管理人員の中国国内における就業許可、滞在及び居留資格の不許可・取消の他に、行政罰として「信頼できないエンティティリスト規定」の施行(=2020年9月19日)以降の各企業の台湾への武器売却の契約金額の2倍の金額の過料が課された。

¹⁷ 「商務部公告 2025年第61号 域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告」("商务部公告 2025 第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定")

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html

III. 中国法令アップデート(主に 2025 年 12 月 1 日~12 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、商務部が 1 月 6 日に公布し、即日施行された「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」である。本公告は 2025 年 11 月の高市発言を受けたものであり、デュアルユース(軍民両用)品目の日本への輸出規制を強化するものである。なお、直近の報道では本公告には「両用品目」の具体的品目が示されておらず、レアアースが含まれるかどうか不透明という論調もあるが、中国では「両用品目」は既に相当具体化されており、一定のレアアース関連品目が本件公告の対象に含まれることは明らかと言わざるを得ない。詳細は、今号の Lawyer's Eye において解説しているため、そちらをご覧いただきたい。

今号のもう一本の注目法令は、「独占的協定禁止規定」の改正である。本規定は独占禁止法の下位規則に当たるものであり、企業間の独占的協定(カルテル・縦の拘束等)を禁止・規制することを目的としている。2022 年に独占禁止法が大幅に改正され、一定の市場シェア基準を満たす垂直的独占協定について、競争制限効果が限定的である場合には「セーフハーバー制度」を正式に導入することが定められた(同法第 18 条第 3 項)。しかし、制度導入当初は、市場シェアの具体的数値や売上高の上限といった適用基準が明確に示されておらず、事業者にとって不確実性が懸念されていた。今回の改正は、こうした課題を踏まえ、セーフハーバー制度の運用細則を明確化する意味がある。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<金融>

金融機関における顧客デューディリジェンス並びに顧客身分情報及び取引記録の保存管理に関する管理弁法

[ポイント] 本弁法は、2024 年マネーロンダリング防止法及び 2018 年テロリズム防止法に基づき、金融機関が行うべき顧客デューディリジェンスの内容、並びに、顧客身分情報及び取引記録の保存方法の細則を定めるものである。本弁法は、基本的に金融機関(銀行、証券会社、保険会社、信託会社、金融会社等)の義務を定めるものであり、金融機関にとり重要性が高い。加えて、事業会社にとっても、金融機関が顧客デューディリジェンスを行う取引の範囲及び顧客デューディリジェンスの内容を把握し、資金決済におけるリードタイムを考慮するうえで参考になる。

金融機関が顧客デューディリジェンスを実施する状況として、本弁法は、①顧客との業務関係を成立する場合又は規定金額以上の一時的な金融サービスを提供する場合、②顧客及び対象取引についてマネーロンダリング・テロ資金提供にかかる合理的な疑いがある場合、③顧客が提出した身分資料の真実性、有効性、完全性に疑義が存在する場合と定めている。

顧客デューディリジェンスの内容としては、顧客身分情報について独立性・信頼性のある資料を取得した顧客身分の審査、取引目的及び性質並びにリスク状況関連情報の認識、リスクが高い場合の強化されたデューディリジェンスの実施(一方で、リスクが低い場合の簡易的なデューディリジェンスによる確認)、継続的なデューディリジェンスの実施、最終受益者の確認等が規定されており、リスクに応じたデューディリジェンスを実施することが明記されている。「特定の金額」については、実施する金融サービスの種類(現金振込、金融資産の販売等)毎に具体的な金額が分かれているものの、概ね 5 万人民元又は 1 万米ドル(相当)が一つのラインとされている。

上記の他にも、金融機関の性質(銀行、信託会社、保険会社、非銀行支払機関)に応じて、デューディリジェンスを実施するタイミング、保存すべき資料の内容にかかる定めも設けられている。

[原文] 金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法(中国人民银行、国家金融监督管理总局、中国证券监督管理委员会令(2025) 第 11 号)

[公布／公表機関] 中国人民銀行、国家金融監督管理總局、中国証券監督管理委員会(中国人民銀行、国家金融监督管理总局、中国证券监督管理委员会)

2025年10月31日公布、2026年1月1日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本 博之

<為替管理>

多国籍企業の人民元・外貨一体化資金プール業務に係る事項に関する通知

[ポイント] 本通知は、中国国内外に資本関係のある親会社・子会社・持株会社が散在するグループ会社（「多国籍企業」）が、その保有する人民元及び外貨について、経営及び管理上の必要性、資金回収・調整、資金集中・為替業務（「資金プール業務」）の実施に関する各種の要件・手続を定めるものである。資金プール業務を実施することができれば、人民元に加えて外貨も取り扱う企業にとり、外債登記手続の一括実施やグループ内の資金活用の円滑化が可能となる。金融機関、地方政府融資プラットフォーム企業及び不動産企業は、資金プール業務を実施してはならないと規定されている。

多国籍企業は、内部統制制度、管理システム等の整備を行い、国際収支規模が70億人民元以上、国内売上100億人民元以上かつ国外売上20億人民元以上等の一定の条件を満たした場合に、国家外貨管理局分極に対する登記を行うことで、資金プール業務を実施できる。もっとも、多国籍企業は、中国国内の独立した法人を主務企業と指定し、資金プール業務に関する各種の届出、報告等を実施する責任を負わせなければならない。そして、国内の一定の要件を満たす銀行を通じて資金プール事業を行うこととされている（外貨取扱いに必要性も高い場合には、当該銀行の海外支店において外貨取扱いを担当させることも可能である。）。もっとも、資金プール事業を実施するにあたっては、外債集中額度又は各種業務の実施手順の遵守も求められている点に留意が必要である。

〔原文〕[关于跨国公司本外币一体化资金池业务有关事宜的通知](#)（银发〔2025〕251号）

〔公布／公表機関〕中国人民銀行、国家外貨管理局（中国人民银行、国家外汇管理局）

2025年12月24日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本 博之

<経済諸法>

独占的協定禁止規定

[ポイント] 本規定は独占禁止法の下位規則に当たるものであり、企業間の独占的協定（カルテル・垂直的独占協定等）を禁止・規制することを目的としている。中国では、2022年に独占禁止法が大幅に改正され、一定の市場シェア基準を満たす垂直的独占協定について、競争制限効果が限定的である場合には「セーフハーバー制度」を正式に導入することが定められた（第18条第3項）。しかし、制度導入当初は、市場シェアの具体的な数値や売上高の上限といった適用基準が明確に示されておらず、事業者にとって不確実性が実務上の懸念材料であった。

また、現行の「独占的協定禁止規定」においても、垂直的独占協定に対するセーフハーバー制度の基本的方向性は示されていたものの、具体的な市場シェアの数値基準やその他の適用条件については、「国家市場監督管理総局の定めによる」とする抽象的な表現にとどまっていた。

今回の「独占的協定禁止規定」の改正は、こうした課題を踏まえ、セーフハーバー制度の運用細則を明確化することにより、事業者の経営判断における予見可能性を高め、過度な規制による市場活力の低下を回避しつつ、公正かつ秩序ある競争環境を維持することを目的としている。主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 價格関連垂直協定に関するセーフハーバー基準の明確化

商品販売価格の固定や最低販売価格の制限といった、直接的な価格操作を伴う垂直的協定については、協定を締結する事業者およびその取引相手の双方が、それぞれ関連市場における市場シェアが5%未満であり、かつ当該協定に関連する商品の年間売上高が1億元未満である場合には、独占禁止法の禁止規定の適用が免除されることが明確化された。

2. 非價格関連垂直協定に対する基準の緩和

販売地域の制限や販売対象の割当てなど、価格以外の取引条件を規制する垂直的協定については、事業者側の関連市場シェアが15%未満であれば、セーフハーバー制度の適用を受けることが可能とされ、より柔軟かつ寛容な規制とされた。

3. セーフハーバー適用に関する手続の整備

事業者がセーフハーバーの適用を主張する場合には、独占禁止法の執行機関に対して申請を行い、協定の内容、市場シェアの算定根拠、売上高を証明する資料等を提出する必要がある。執行機関は提出資料を審査した上で、同規定第 17 条に定める要件を満たすと判断した場合、未立件の事案については立件を行わず、既に立件されている事案については調査を終了することとされており、制度運用の透明性および実効性が大きく向上した。

[原文] 禁止垄断协议规定（国家市场监督管理总局令第 111 号）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

2025 年 12 月 9 日公布、2026 年 2 月 1 日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

インターネットプラットフォーム価格行為規則

[ポイント] 本規則は、インターネットプラットフォームにおける商品販売又はサービス提供時の価格の設定、変更などの行為を規制することを目的とする。近年、中国において、プラットフォーマーが自身の優位な地位を利用してそのプラットフォーム内の経営者の商品等の価格設定に干渉したり、プラットフォーマーによる価格の設定や変更が不透明で消費者の利益が損なわれたりするなどの問題が頻発している。

本規則の重要な内容は以下のとおりである。

1. 経営者の自主的な価格設定権利の強化

インターネットプラットフォームでは、そのプラットフォーム内の経営者に対し、技術サービス料の引き上げ、その店舗の露出機会や流入トラフィックの制限、商品リンクの非表示・遮断等の手段により、プラットフォーム上の低価販売促進活動への参入を強要し、経営者が自主的に価格を設定する権利を侵害するような問題が多く発生している。これに対し、本規則では、プラットフォーマーがこれらの手段により経営者の自主的な価格設定権利に干渉する行為が明確に禁止されている。

また、一部のインターネットプラットフォームにおいては、その経営者(出店店舗)が他のプラットフォームにも出店することを制限することがみられる。本規則では、さらに、経営者(出店店舗)としては複数のインターネットプラットフォームにおいて異なる価格を設定し、出店運営することができる旨が明確に規定されている。

2. 価格透明性の強化

一部のプラットフォームにおいては価格の設定や変動の過程が不透明な場合が多い。例えば、デリバリープラットフォームの配送料、配車プラットフォームの運賃などの計算方法が複雑かつ不透明である等により、消費者の知る権利が損なわれていることが問題になっている。本規則は、プラットフォーマーに対し、価格設定規則及び価格に影響する重要な要素を開示する義務を課している。

3. 消費者権益の強化

インターネットプラットフォーム上の消費に関して、パスワード不要の支払、サービス料金の自動更新などがデフォルトで設定されていること、プラットフォームがアルゴリズムを利用して消費者ごとに異なる価格を設定することなどにより、消費者の知る権利及び選択権利が侵害されるなどの問題がある。これに対し、本規則では、インターネットプラットフォーマーがアルゴリズムを利用して消費者ごとに異なる価格を設定することを禁止し、アルゴリズムによる価格設定の基本口ジックを消費者に開示する義務を負わせている。また、プラットフォーマーは、パスワード不要の支払、サービス料金の自動更新等利用者の明示的な同意を前提としない課金方法を、利用者にとって目立つ方法で表示し、デフォルトで有効にしてはならないと規定している。

[原文] 互联网平台价格行为规则(发改价格规[2025]1607 号)

[公布／公表機関] 国家发展改革委員会、国家市場監督管理総局、国家ネット安全及び情報化弁公室(国家发展改革委、国家市场监督管理总局、国家网信办)

2025 年 12 月 9 日公布、2026 年 4 月 10 日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告

[ポイント] 2025 年 11 月の高市発言を受けて、商務部は 2026 年 1 月 6 日、「両用品目の日本に対する輸出管理の強

化に関する公告」を公布し、即日施行した(以下「本公告」という。)。本公告のポイントは以下の2点である。

中国から、すべての両用品目について、日本の軍事ユーザー・軍事的用途、および一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー・用途に輸出することが禁止された。

更に、上記①につき、中国原産品の両用品目に限って、第三国から日本向けの再輸出が禁止された。

本公告には、「軍事ユーザー」、「日本の軍事力の向上に寄与する…エンドユーザー」の範囲が不明確である等の問題があり、上記の①に該当しない類型の両用品目の輸出についても萎縮的効果が生じること等が懸念される。

詳細は、本ニュースレターの Lawyer's Eye をご参照されたい。

[原文] [关于加强两用物项对日本出口管制的公告](#) (商务部公告 2026 年第 1 号)

[公布／公表機関] 商務部産業安全及び輸出入管制局 (商务部安全与管制局)

2026年1月6日公布、同日施行

執筆担当: 中川裕茂、横井傑、唐沢晃平

草案・意見募集稿等

人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法(意見募集稿)

【ポイント】国家インターネット情報弁公室は、2025年12月27日、「人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法(意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)を公表し、2026年1月25日までの意見公募を開始した。本意見募集稿は、AIが人間のように対話する「擬人化インタラクティブサービス」に関する規定案であり、急速に発展する当該サービスに関して、サービス提供者及びユーザーの義務等を定めるものである。

1. 本意見募集稿の対象

本意見募集稿は、AI技術を利用して、中国本土内の公衆に対し、人間の人格的特徴や思考様式、コミュニケーションスタイルを模倣し、文字、画像、音声、映像等方式で感情的なやりとりを行う製品又はサービスに適用される。これにより、昨今利用者が急増しているAIチャットボットが広く規制対象に含まれることとなる。

2. サービス提供者及びユーザーの義務

本意見募集稿では、サービス提供者に対し、AIの学習データについて、社会主義の核心的価値観に合致するデータセットを使用することや、そのソースの合法性及び追跡可能性を確保することが義務付けられている。また、原則として、ユーザーの個別の同意なくユーザーとのやりとりのデータや機微な個人情報をモデルの学習に利用することが禁止されており、ユーザーの請求を受けた場合、チャット履歴等のデータを削除しなければならないとされている。さらに、自然人ではなくAIとの対話であることをユーザーに対して明確に示すことに加えて、ユーザーに過度な依存傾向が見られる場合にはポップアップ等により通知する必要があるとされている。

サービス提供者及びユーザー双方に対する禁止事項としては、経済・社会秩序を混乱させる内容、わいせつを宣伝する内容、犯罪を教唆する内容、他人の合法的権益を侵害する内容等の生成・拡散や、自殺・自傷を助長するなどしてユーザーの健康を害する行為等が挙げられている。

3. 未成年者及び高齢者の保護

未成年者及び高齢者に対する保護措置が規定されている点が特徴として挙げられる。未成年者については、サービスに未成年者モードを設けることや、保護者の同意を取得すること、保護者による管理機能を実装することが義務付けられている。高齢者については、緊急連絡先の設定を促し、サービスの利用中に生命・健康や財産に危険が及ぶと判断された場合には、速やかにその緊急連絡先に通知する義務が課されている。

[原文] [人工智能拟人化互动服务管理暂行办法（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

(意見募集期間:2025年12月27日～2026年1月25日)

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屢 锦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。